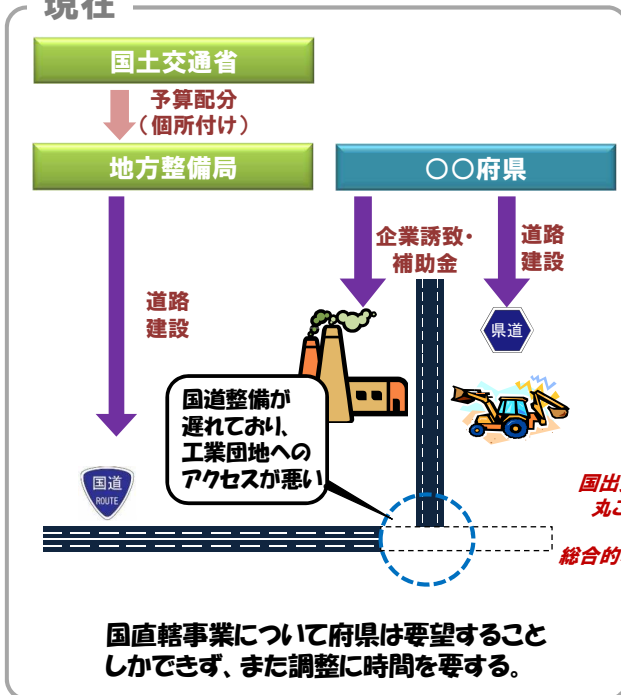


地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進③ 地方整備局

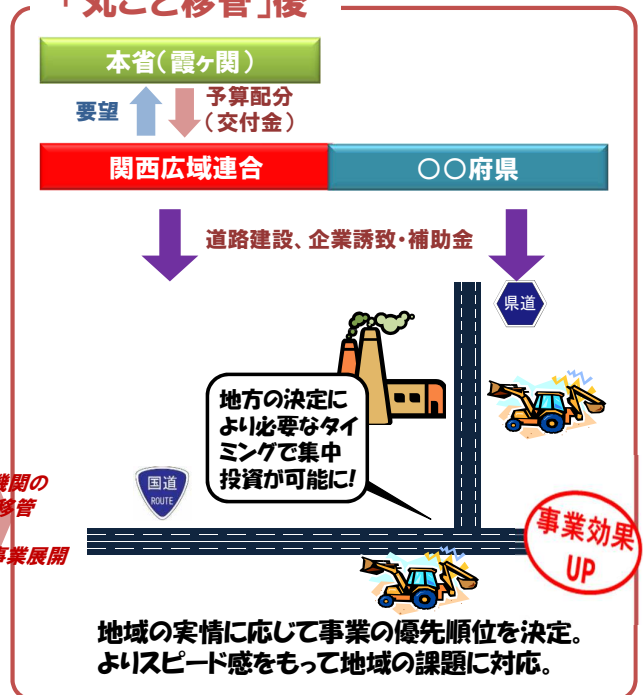
- 道路などのインフラ整備について国と地方がそれぞれに事業を実施している。
- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、地方が主体的に事業の優先順位を決定し、より地域の実情に応じた総合的な施策を展開することができる。

(例)道路整備と産業振興施策との連携など

現在



「丸ごと移管」後



16

地域ニーズを反映した主体的なインフラ整備の推進④ 地方整備局

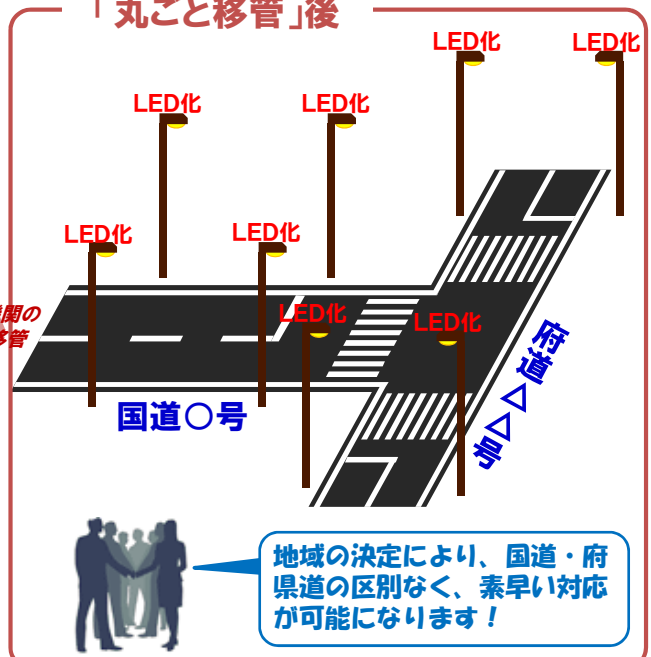
- 国は全国一律の基準や事業展開に縛られ、地域ニーズを迅速に反映しがたい。
- 直轄国道の整備に係る事務・事業が「丸ごと移管」されれば、関西広域連合の発案により、地域のニーズを反映した迅速な事業展開ができる。

(例)道路照明のLED化など

現在

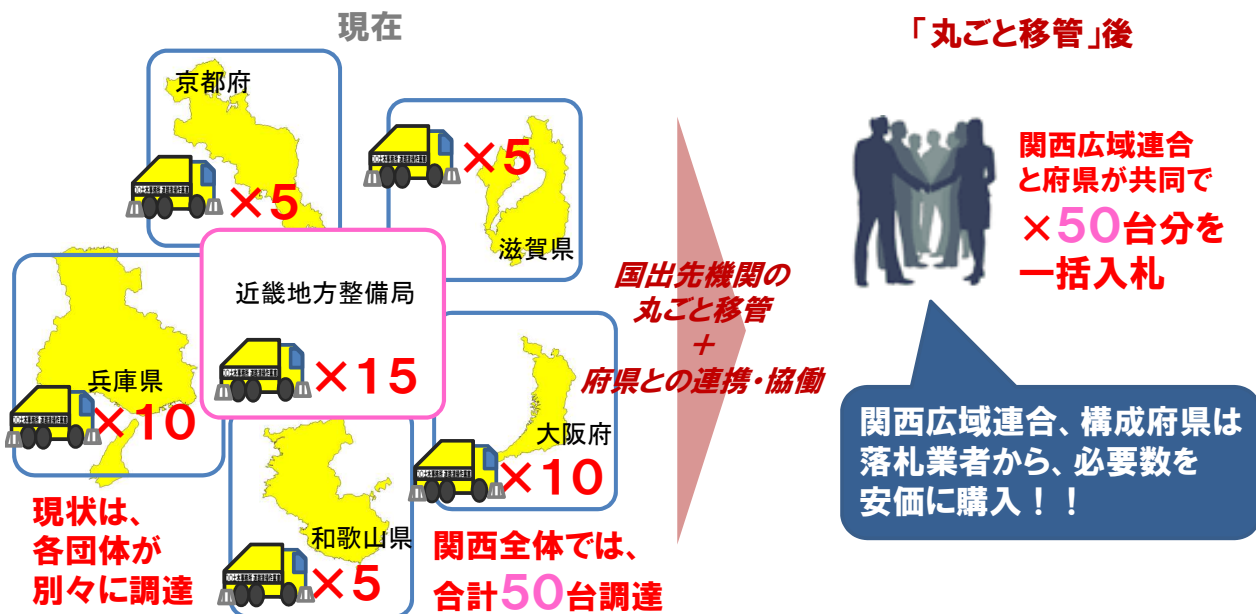


「丸ごと移管」後



17

- 現在は、各団体が同類の物品を別々に調達を行っている。
- 地方整備局を「丸ごと移管」すれば、広域連合・構成府県が共同して、関西全体で統一仕様の物品を調達できる。(調達物品の例：道路清掃車、移動式ポンプ車、道路・トンネル照明など)
- 入札事務を関西広域連合に集約。
※単価設定を連合で行い、納入業者への発注は広域連合・各府県がそれぞれ実施。
- 重複事務のスリム化とスケールメリットによるコスト縮減が可能。



- 一級河川の国直轄区間に係る河川整備計画は国が策定しており、必ずしも十分に民意が反映されているとは言い難い。
- 事務・事業が「丸ごと移管」されれば、河川の国管理・府県管理区間の区分にとらわれず、住民ガバナンスの下で、地方の意向を踏まえた河川計画を、地方が自ら責任で策定することができる。

(淀川水系河川整備計画策定時の混乱)

- **淀川水系河川整備計画基礎案(H16.5)・5ダムの方針(H17.7)**
 - 大戸川ダム凍結(地方整備局による方針)
- **淀川水系河川整備計画原案(H19.8)**
 - 大戸川ダムの復活
- **淀川水系河川整備計画(H21.3.31)**
 - 大戸川ダムの凍結
「計画上に治水専用ダムとして位置するが、当面は実施しない。」

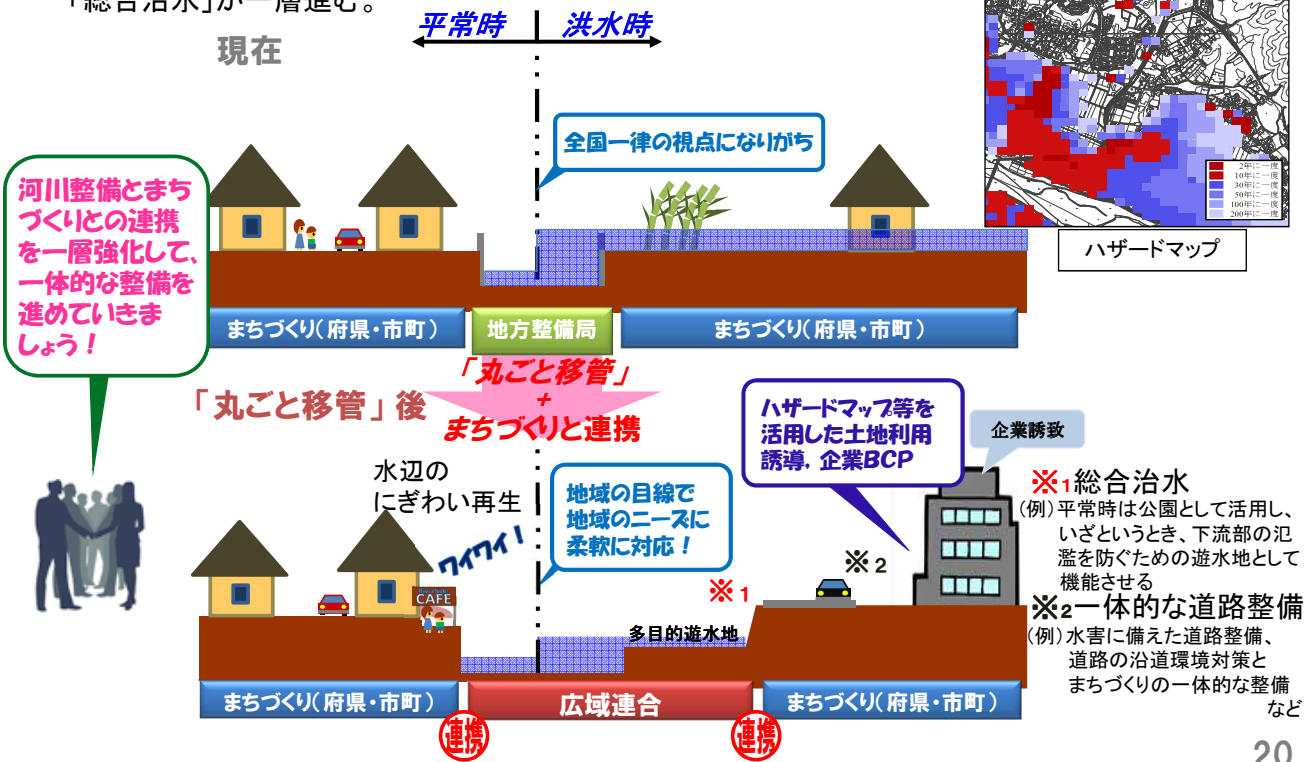
霞が関の関与(?)で揺り戻し

関係4府県知事共同意見
大戸川ダムは現段階では不要

「大戸川ダムの一定の治水効果は認めるが、施策の優先順位を考慮すると河川整備計画に位置づける必要はない。」

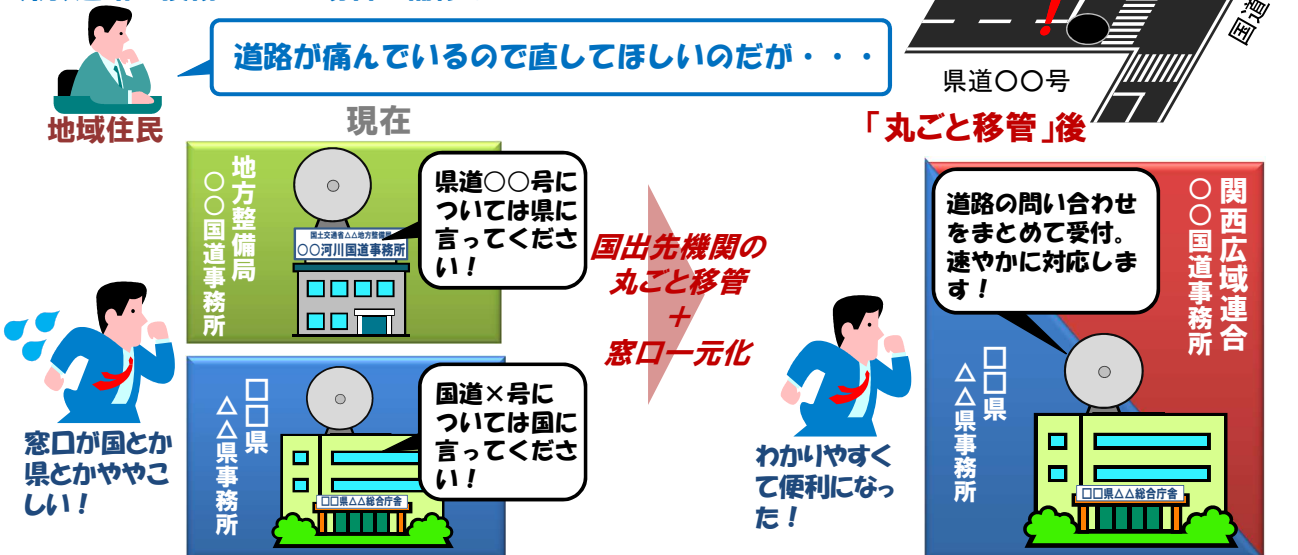
- 近畿地方整備局と淀川水系流域委員会とが意見対立(国の中での対立)。意見対立のまま、府県・市町へ意見照会するなど、**府県民、自治体を翻弄。**
当初より地方のガバナンスの下で決定していればこのような混乱は生じなかったのではないか。
- 河川管理など住民の生活に密着する政策については、地方が責任を負うべき。
地方のガバナンスの下で施策の優先順位を決定、流域住民のニーズを適切に政策に反映。

- 国(直轄河川整備)と地方(その周辺地域のまちづくり)がそれぞれ業務を実施。
- 地方整備局による一級河川の整備に係る事務・権限を「丸ごと移管」することにより、まちづくり行政(ex.都市計画)と河川行政との連携が強化・総合化される。
- 地域ニーズに柔軟に対応することが可能となり、地域の目線による「川を活かしたまちづくり」や「総合治水」が一層進む。



- 住民のみなさんが、道路や河川などについて問い合わせや要望を行う場合、国管理のものと府県管理のものどで窓口が別々になっており不便。
- 地方整備局が丸ごと移管されれば、道路や河川などに関する窓口も一元化が可能となり、住民の皆さんの利便性が向上。
- 地方で一括して対応することで、よりスムーズな事業の調整・実施が可能に。

(例)道路が損傷している場合の補修など



- 住民のみなさんが道の補修の要請をしても窓口をたらい回しになるケースも。

- 道路に関することをまとめて受付、必要な対応は広域連合、構成府県の中で速やかに調整・実施。

- 道路・河川などの許認可申請を行う場合、国管理のものと府県管理のものとの窓口が別々になっており手続きが煩雑。
- 地方整備局を「丸ごと移管」されれば、道路・河川に係る許認可事務に係る窓口も一元化が可能となり、申請をする地域住民のみならず、民間事業者のみさんの利便性が向上。

(例)道路占有に係る許認可申請など



光ケーブルを県道・直轄国道にまたがって敷設するときには、府県土木事務所でも国道事務所でも同じような手続きが必要。同じ地域の道路なので、せめて窓口はひとつにしてもらえないか。




治山・砂防の一体的な実施(1)

- 治山行政と砂防行政は目的・方法が一部異なるが、土砂の流出を防止する点では類似。

現在

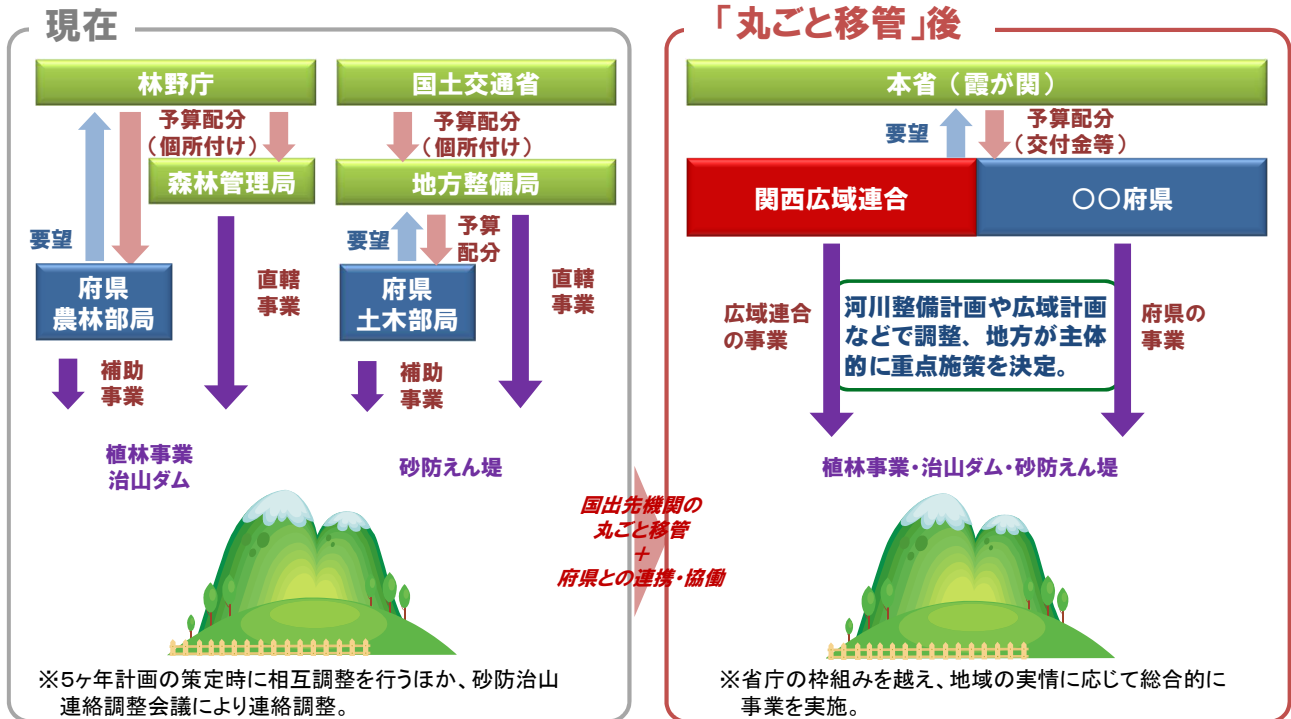
	治山	砂防
法律	森林法	砂防法
所管省庁 (出先機関)	林野庁 (森林管理局)	国土交通省 (地方整備局)
場所	保安林内	砂防指定地内
目的	水資源かん養、 山地での土砂流出防止	集落等での土砂流出防止
事業内容	植生、下草刈り、間伐、 治山ダムの設置 	流路工事、遊砂地の設置、 砂防えん堤の設置 

治山ダムと砂防えん堤は似ているけど、所管は違うんだね。



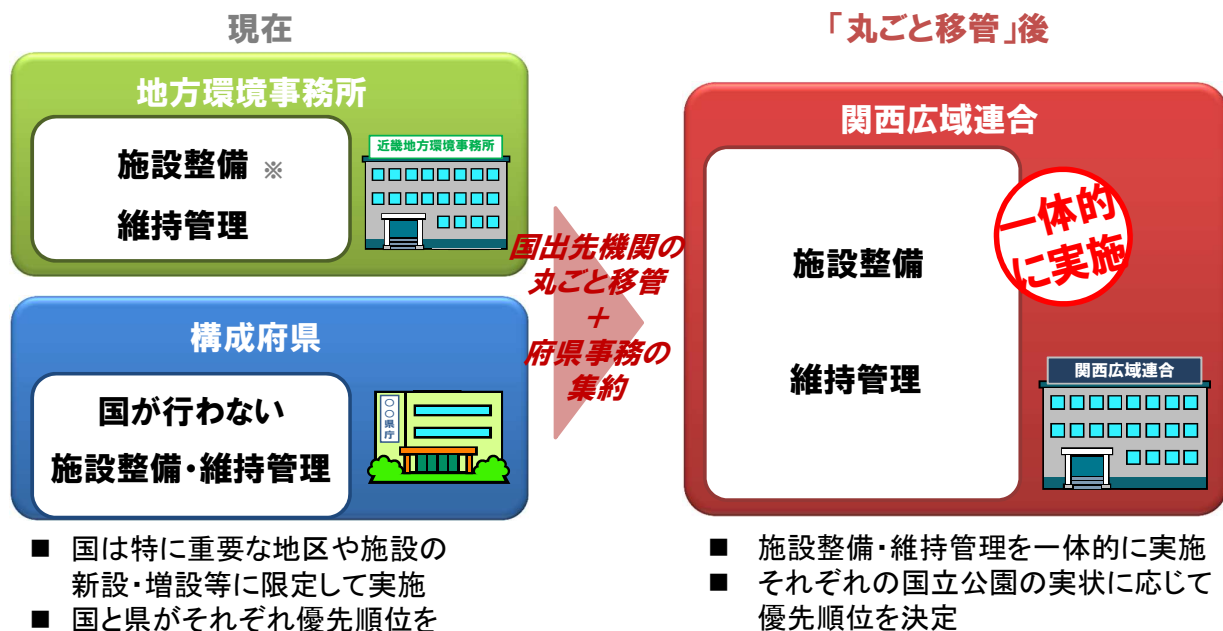
治山・砂防の一体的な実施(2)

- 国出先機関が「丸ごと移管」されれば、治山行政と砂防行政を一体的に実施することで、予算の効率的な執行が可能になるとともに、総合的な実施により防災面においても相乗効果が期待できる。



地方環境事務所 関連

- 同じ国立公園内において、国と府県がそれぞれ施設整備・維持管理を実施。
- 地方環境事務所の事務・事業を「丸ごと移管」し、構成府県の維持管理に係る事務・事業を集約すれば、国立公園の特性やニーズにあった施設整備・維持管理を一体的に実施することが可能。



- 国は特に重要な地区や施設の新設・増設等に限定して実施
- 国と県がそれぞれ優先順位を決める縦割り行政

※ 委託を受けて都道府県が実施する場合もある。

- 施設整備・維持管理を一体的に実施
- それぞれの国立公園の実状に応じて優先順位を決定

- 国立公園に係る許認可は、国が処理するものと府県が処理するものがあり、国が処理するものについては府県が行うものに比べ処理に時間がかかる。
- 地方環境事務所の事務・事業を広域連合に「丸ごと移管」し、あわせて構成府県の手続き・事業も広域連合に集約すれば、国立公園に係る許認可が一元化され、迅速化する。



- 大臣権限は標準処理期間が1～3ヶ月。公園によっては一部が知事権限。

- 標準処理期間1ヶ月以内に迅速化。(現在の知事権限)